

一般社団法人 日本車椅子シーティング協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本車椅子シーティング協会（英文標記 Japan Association of Wheelchairs and Seating 略称 JAWS）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、車椅子、姿勢保持装置などの適合性の確保、その他業界全体の課題に対処し、さらなる業界発展のため調査研究、情報交換、啓発普及を行うことにより、社員の技術、モラル、知識の向上及び社員の諸権利を守り、社会的地位の向上を図るとともに、社員に共通する利益を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 車椅子・姿勢保持装置等に係る適合技術の研究及び啓発普及
- (2) 車椅子・姿勢保持装置等に係る適合技術者の教育及び育成
- (3) 車椅子・姿勢保持装置等に係る製品安全評価基準の策定及び情報提供
- (4) 車椅子・姿勢保持装置等に関する行政施策への協力及び関係団体との連絡協調
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報によってこれを行う。

(基金を引き受ける者の募集)

第5条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する事項)

第6条 当法人に拠出された基金は、法人が解散する時まで返還しない。

(基金の返還に関する手続き)

第7条 基金の返還手続きについては社員総会において定める。

第2章 社員

(入社)

第8条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(経費の負担)

第9条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

- 2 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退社)

第10条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、予め退社の予告をするものとする。

- 2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。
 - (1) 総社員の同意
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 除名

(除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第14条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。

2 社員総会の招集は、理事の過半数で決する。

(招集の通知)

第15条 社員総会を招集するには、会日より少なくとも5日前までに各社員に対して、その通知を発するものとする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第17条 社員の議決権の数は、社員がこの法人に対して支払った第9条の経費の価額に応じた数とし、別に規約で定める。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事の過半数で決定した順序により、他の理事がこれに代わる。

(総会の議事録)

第19条 社員総会の議事については、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

第4章 理事及び監事

(員数)

- 第20条 当法人には、理事10名以上12名以下及び監事1名以上2名以下を置く。
- 2 理事のうち、代表理事1名を置く。
 - 3 理事のうち、副代表理事を置くことができる。

(資格)

- 第21条 当法人の理事及び監事の資格は、当法人の社員とする。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

- 第22条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。
 - 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(代表理事)

- 第23条 当法人には、代表理事1名を置き、理事の互選によりこれを定める。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(報酬)

- 第24条 理事及び監事は無給とする。ただし、常勤の理事及び監事は有給とすることができる。
- 2 理事及び監事が費用を支弁したときは、その費用を弁償することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第 25 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 解 散

(解 散)

第 26 条 当法人の解散は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 法人の合併
- (3) 社員が 1 人になったとき
- (4) 法人の破産
- (5) 解散を命ずる裁判

(法人の継続)

第 27 条 前条第 1 号の場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

- 2 前条第 3 号の場合においては、新たに社員を入社させて法人を継続することができる。

(解散登記後の継続)

第 28 条 当法人は、解散の登記をした後であっても、前条の規定に従って、法人を継続することができる。

(合併)

第 29 条 当法人を合併するには、社員総会の承認がなければならない。

第 7 章 清 算

(清算人)

第 30 条 清算人の選任及び解任は、社員総会の決議をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第 31 条 当法人の残余財産の帰属は、社員総会の決議によりこれを定める。

第 8 章 雑 則

(定款に規定のない事項)

第 32 条 この定款に規定のない事項は、すべて別に定める規約のほか、一般社団・財
団法人法その他の法令によるものとする。